

# 中間処理施設における保管のイメージ

焼却施設において廃プラスチック類を保管する場合の例

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために必要な措置を講ずること

害虫が発生しないようにすること

見やすい場所に掲示板を設けること

- ・廃棄物の種類
- ・保管場所の管理者氏名
- ・連絡先
- ・最大保管高さ
- ・最大保管数量

保管数量が処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと

汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝を設けるなどの対策を講じるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと

積み上げる高さが制限を超えないこと

安全な囲いが設けられた場所であること

保管期間は、適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

縦横それぞれ60cm以上

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量	
管理者	氏名
	(又は名称)
	連絡先
保管の高さ	
	(単位: 数値を記入し、単位を省略)

# 中間処理業者による廃棄物の過剰保管

## 事例1



廃棄物処分業（破碎）、収集運搬業の許可を有するA事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成14年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（廃プラスチック類、木くず等を約50,000m<sup>3</sup>（面積約6,400m<sup>2</sup>、高さ約18m））。

改善命令を発出したが履行しなかったため、平成18年に業許可取消処分。平成19年に、改善命令違反等により、法人は300万円、実質的経営者は懲役2年6月、罰金300万円、執行猶予5年の刑に処せられた。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、木くず等の発火などのおそれがある。

## 事例2

廃棄物処分業（中間処理）の許可を有するB事業者が、中間処理施設（破碎施設）敷地内に、平成10年頃から廃棄物（中間処理前及び中間処理後のもの）を不適正に保管（自動車等破碎物等を約9,500m<sup>3</sup>（面積約2,000m<sup>2</sup>、高さ約4.5m））。

改善命令を発出中。

屋外で容器によらず積み上げてあり、飛散・流出・崩壊、発火などのおそれがある。



# 行政処分の指針について（概要）

平成17年8月12日環廃産第050812003号  
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部局長宛  
産業廃棄物課長通知

## 行政処分の迅速化について

- ◆ 違反行為を把握した場合、速やかに行政処分を行うこと。
- ◆ 不法投棄を把握した場合、①速やかに処分者等を知り、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること、②不法投棄として告発すること、③命令に従わないときは命令違反として積極的に告発すること、④捜査機関と連携しつつ、許可を速やかに取り消すこと。

## 行政指導について

- ◆ 行政指導は、迅速かつ柔軟な対応という観点から効果的だが、相手方の任意の協力を前提とするため、相手方が従わないことに法的効果は生じない。
- ◆ 緊急の場合・必要な場合には躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処すること。

## 刑事処分との関係について

- ◆ 行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主目的とするもので、過去の行為を評価する刑事処分とは目的が異なる。
- ◆ 違反行為の事実を把握した場合には、刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

## 事実認定について

- ◆ 行政処分を行うためには、違反行為の事実が客観的に認定されれば足りるのであり、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思等が不明であることを理由に、行政処分を留保するべきではない。

## 行政処分の公表について

- ◆ 排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令、措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましい。
- ◆ 公表手段としては、行政処分を行った時点で速やかにHP等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。

# 欠格要件、許可取消処分の義務化について

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が欠格要件に該当する場合、都道府県知事は、廃産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設設置許可を取り消さなければならない。(法第14条の3の2第1項第1号)

対象者

- 申請事業者
- 法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者(黒幕(自然人に限る。))を含む。)、  
使用人(支店長など) など

欠格要件

○ 破産者 等

○ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者

○ 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法(※)などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから(＊)五年を経過しない者

※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪に違反した場合のみ

\* 刑について判決が確定してから、該当することとなる。

○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消の日から五年を経過しない者(廃業した場合も同じ)

○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

例) ・過去、繰り返し許可取消処分を受けている者

・廃掃法、環境保全法令、刑法などの法律違反によって、検察から公訴を提起されている者

・環境保全法令違反を繰り返し行政指導が累積している者 など

□ : 法人を含むもの

# 欠格要件、取消要件を強化してきた背景

対行政暴力事件

暴力団等、悪質な者の介入

後を絶たない不法投棄

安かろう悪かろうの処理が横行し、優良業者が産業廃棄物処理の市場で優位に立っていないという状況

## 欠格要件

産業廃棄物処理業者としての適性を類型化した欠格要件を強化することにより、悪質業者の新たな参入を排除しつつ、既に産業廃棄物処理業を行っている者が欠格要件に該当した際には、確実に放逐することにより業界の浄化を図る必要。



### 累次の改正により欠格要件を拡大。

- 暴力団対策法違反で罰金以上の刑から5年を経過しない者(平成9年)
- 許可取消法人の役員(平成9年)
- 実質的に役員同等の支配力を有する者(黒幕)(平成9年)
- 暴力団員、暴力団員等が事業活動を支配する者(平成12年)
- 施設設置許可に欠格要件を導入(平成12年)
- 聴聞通知後に廃業した者(平成15年)
- 暴力団員等が事業活動を支配する個人(平成17年)



### 効果

● 法令を遵守し、適正処理能力を備える産業廃棄物処理業者のみによる業の運営を図ることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭。

## 取消要件

欠格要件に該当した場合には、「取り消すことができる」規定(裁量規定)

- ・平成12年改正で、暴力団排除条項を追加
- ・悪質業者の淘汰による廃棄物業界の優良化



年間の取消件数は数十件程度にとどまる。

平成13年に厳格な処分を行うよう自治体に通知(「行政処分の指針」)



自治体に対する行政暴力

聴聞等の手続を要するため手続が遅延

平成15年法改正によって、欠格要件に該当した場合には、「取り消さなければならない」規定とされる(取消処分の義務化)

現在の取消件数は年間700件程度。

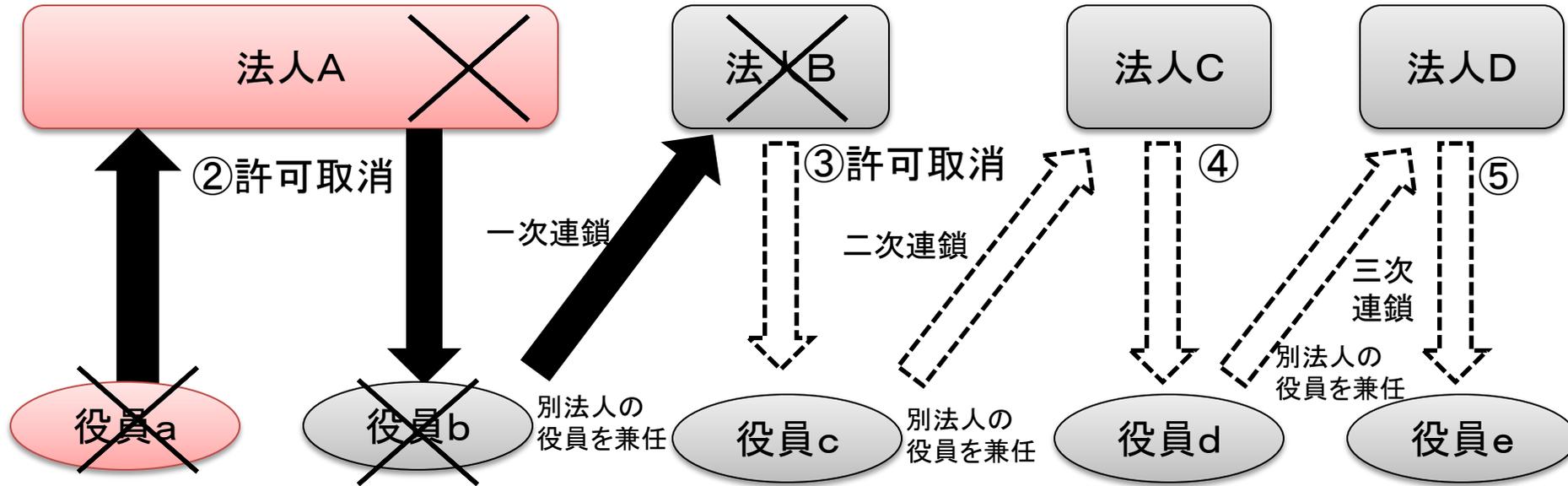
### 効果

- 裁量がなくなることで、自治体に対する行政暴力等の圧力が減少。
- 罰金刑、禁錮刑等、欠格要件に該当することが明らかな場合、聴聞が不要なので迅速な対応が可能となる。

# 欠格要件の無限連鎖について

いわゆる無限連鎖問題とは、法人A又は役員aが欠格要件に該当したことを発端として、別役員が他法人に兼任していれば、法理論上は、無限に他法人の取消しが続く構造のこと。

①法人が欠格要件に該当



①法人Aの役員aが欠格要件に該当

第1次欠格要件の在り方検討会の結論を踏まえ、一次連鎖(法人Bの取消し)で止め、二次連鎖以降を取り消すのは、法の趣旨ではないことを通知で示している。